

## 都道府県条例における規定内容（除外規定関係）

北海道	<p>(不当な取引方法による被害の防止)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該取引方法を用いないよう勧告することができる。</p> <p>4 (略)</p>
宮城県	<p>(不適正な取引行為の是正勧告)</p> <p>第16条 知事は、前条第1項の規定による調査の結果、当該事業者が不適正な取引行為を行っているとき、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該不適正な取引行為を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p>
埼玉県	<p>(不当な取引行為の改善勧告)</p> <p>第22条 知事は、事業者が第21条の規則で定める行為を行っているとき、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該行為を改善するよう勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>
千葉県	<p>(不当な取引行為に関する勧告等)</p> <p>第23条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとき、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、不当な取引行為の改善を行うよう指導又は勧告をすることができる。</p> <p>2、3 (略)</p>
東京都	<p>(適用除外)</p> <p>第52条 第2章の規定は、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については、適用しない。</p> <p>2 第2章から第5章までの規定は、次に掲げるものについては、適用しない。</p> <p>一 医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為</p> <p>二 商品、サービス及び生活関連商品等の価格で、法令に基づいて規制されているもの</p> <p>3 第6章の規定は、前項第1号に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>※第2章：危害の防止、第3章：表示、包装及び計量の適正化、第4章：不適正な事業行為の是正等、第5章：消費者の被害の救済、第6章：情報の提供の推進</p>
神奈川県	<p>第32条 第2章第1節の規定は、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については、適用しない。</p> <p>2 第2章及び第3章の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。</p> <p>(1) 医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為</p> <p>(2) 法令に基づいて規制されている商品等の価格</p> <p>※第2章：消費者の権利の確立、第3章：被害の救済</p>
岡山県	<p>(不適正な取引行為の是正の勧告等)</p> <p>第18条 知事は、前条の規定による調査の結果、事業者が不適正な取引行為を行っているとき、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該不適正な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>